

成績評価に関する異議申し立てについて

平成19年2月27日
博士研究科委員会承認

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科における成績評価に関する学生の異議申し立ての方法及び期限については、次のとおりとする。

1. 博士課程学生の成績（修了年度の成績を除く。）

- (1) 成績通知表を配付する。(年度始めオリエンテーション時)
- (2) 学生は成績評価に疑問・質問がある場合は、配付開始日を含めて10日以内に東京学芸大学学務課博士課程係「以下「博士課程係」という。」に成績に関する問合せ「様式1」を提出する。
- (3) 博士課程係は、受理後速やかに授業担当教員へ当該学生から提出された成績に関する問合せ「様式1」を送付する。
- (4) 授業担当教員は、指定された期日までに博士課程係へ成績に関する問合せ「様式1」により回答する。なお、成績の訂正がある場合は、成績評価訂正届「様式2」を博士課程係へ提出する。
- (5) 原則として、授業開始後3週間以内に、博士課程係は当該学生へ成績に関する問合せの回答を通知する。
- (6) 異議申し立てのあった学生に限り、履修届けの提出期限の延長を認める。

2. 博士課程学生の修了年度の成績

- (1) 成績通知表を学位論文審査が終了する1ヶ月前までに特定記録にて送付する。
- (2) 学生は、成績評価に疑問・質問がある場合、送付日を含めて1週間以内に博士課程係に成績に関する問合せ「様式1」を提出する。
- (3) 博士課程係は、当該学生から提出された成績に関する問合せ「様式1」を授業担当教員へ送付する。
- (4) 授業担当教員は、指定された期日までに博士課程係へ成績に関する問合せ「様式1」を提出する。なお、成績の訂正がある場合は、成績評価訂正届「様式2」を博士課程係へ提出する。
- (5) 博士課程係は、授業担当教員から回答があり次第、速やかに学生へ成績に関する問合せの回答を通知する。(※1)

※1 学位論文の審査が終了するまでに学生への回答を通知する必要があるため。